

一般社団法人国際医療安全推進機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は一般社団法人国際医療安全推進機構と称し、英文では Medical Safety Promotion Organization と表示し、略称 をMSPO とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、研究・教育と対外支援を通じて、医療安全の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

1. 医療技術・組織の安全性の促進を産官学の総合科学研究から解明。
2. 最近の医療安全の課題の重点化とその見直し。
3. 医療安全の研究及び教育活動、委託研究等の調査研究、
コンサルテーション、並びに施設内安全教育等の社会人教育。
4. 医療安全に関する学術集会開催支援に関する受託事業。
5. 前各号の活動成果に基づく成果物の公開。
6. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業。

(関連団体等との連絡及び協力)

第5条 当法人は、内外の関連団体等と連絡及び協力を行う。

第3章 社員及び会員

(社員)

第6条 医療安全について学識又は研究経験が豊富にある者であって、当法人の目的に賛同し、国際評議員として登録を完了した者を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」と略す。）上の社員とする。

2 社員の定数は 300名以内とする。

(入会)

第7条 社員になるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第8条 社員は、当法人の目的を達成するため、必要な経費として社員総会において別に定める入会金及び年会費を支払う。

(会員)

第9条 本会の会員は次のとおりとする。会員は一般社団法人法上の社員には含まれない。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体であって、医療と安全について学識又は研究経験のある者。

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体。

2 正会員は、最新の医療安全関連情報の提供を受け取ることができる。

(賛助会員)

第10条 賛助会員は、次の各号のいずれかの方法によって賛助会員名を公開することができる。

(1) 当法人ホームページのしかるべき箇所にリンクを形成して賛助会員名を公開する方法。

(2) 当法人のニューズレターに賛助会員名を掲載する方法。

2 前項の公開を希望する賛助会員は、当法人の事務局に公開を依頼し、理事会が審査する。

3 賛助会員は、社員総会において別に定める入会費及び年会費を納める。

(退会)

第 11 条 社員及び会員（以下「社員等」という）はいつでも退会することができる。ただし、理由を付した退会届を 1 ヶ月以上前までに当法人事務局に提出しなければならない。

(除名)

第 12 条 社員等が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって当該社員等を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(社員等資格の喪失)

第 13 条 前 2 条の場合のほか、社員等は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

(1) 当該社員等が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(2) 2 年以上会費を滞納したとき。

(3) 総社員の同意があったとき。

(既納金品の不返還)

第 14 条 社員等が納めた年会費及びその他の金品は返還しない。

第 4 章 社員総会及び学術交流会

(社員総会)

第 15 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 18 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、理事長は社員総会の 2 週間前までに、社員に対して必要事項を記載した書面をもって通知を発する。
- 4 理事長は、前項の書面による通知に代えて、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第 19 条 社員総会の議長は、社員総会において出席社員の中から選出する。

(議決権)

第 20 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。ただし、理事を兼務する社員は、1 名につき 2 個の議決権を有するものとする。

(決議)

第 21 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の

3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 当法人の定款の変更
- (4) 当法人の事業の全部の譲渡
- (5) 当法人の解散
- (6) 当法人が一定の理由に基づき解散した場合における、清算が終了するまでの当法人の継続
- (7) 当法人の合併

3 理事又は監事を選任する場合には、候補者ごとに第 31 条の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 30 条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第 22 条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

2 前項の場合のほか、社員は当法人の承諾を得て、電磁的方法によって議決権を行使することができる。

3 前2項の場合においては、その議決権の数を前条、第 31 条及び第 35 条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第 23 条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人による議決権の行使をすることができる。この場合において、第 21 条、第 31 条及び第 35 条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 24 条 社員総会の議事については法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

(社員への通知)

第 25 条 社員総会の議事の要領及び議決した事項は、適切な方法により全社員に通知する。

(学術交流会)

第 26 条 学術交流会は、理事長が主催し、社員は学術交流会において意見交換を行う。

(学術交流会会長)

第 27 条 理事長は、学術交流会会長として、学術交流会の企画運営を他の理事に依頼できる。

(発表)

第 28 条 学術交流会の参加者は、当法人の社員等に限る。ただし、当法人の社員等でないものであっても学術交流会に発表者及び聴衆として参加することができる。

(教育・研修プログラム及び特別学術集会)

第 29 条 教育・研修プログラム及び特別学術集会を開催するためには、事前に研究推進役員会の承認を得なければならない。

第5章 役員

(役員)

第 30 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上 8名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とする。

（役員を選任）

第 31 条 理事及び監事は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

（理事の職務及び権限）

第 32 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 33 条 監事は、当法人の業務及び財産に関し、法令及びこの定款で定めるところにより、次に掲げる職務を行う。

（1）理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

（2）会計監査。

（3）業務執行及び会計について不正の事実を発見した場合、又は不正がなされるおそれがある場合には、遅滞なくその旨を理事会に報告する。

（4）前号の報告をするため、理事会の招集を請求し、又は招集する。

（役員任期）

第 34 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了時までとする。

(役員解任)

第 35 条 理事は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって解任することができる。

2 監事は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって解任することができる。

(報酬等)

第 36 条 理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第 37 条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。

(責任限定契約)

第 38 条 当法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る）及び監事（以下「役員」という。）との間で、一般法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。

2 前項の契約に基づく賠償責任の限度額は、役員が当法人から受ける職務執行の対価の2倍に相当する額と法令で定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第 39 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。ただし議決に加わることはできない。

(権限)

第 40 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選任及び解職
- (4) その他当法人の重要な業務執行の決定

(招集)

第 41 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 42 条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第 43 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 44 条 理事会の議事については法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事及び監事は前項の議事録に署名し又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

（事業年度）

第 45 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（資産の構成）

第 46 条 当法人の資産は次に掲げるものによって構成する。

- （1）設立時財産目録に記載された財産。
- （2）前号の財産から生じる利息等。
- （3）事業に伴う収入。
- （4）入会金及び会費。
- （5）寄付金品。
- （6）その他の収入。

（資産の管理）

第 47 条 当法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会が決議する。

（事業計画及び収支予算）

第 48 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 49 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 51 条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 52 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の目的を有する他の公益社団法人に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示す

る方法により行う。

第10章 事務局及び職員

(事務局)

第54条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(職員)

第55条 当法人は、事務局職員の他に、研究職員を設置できる。職員と常勤又は有期の契約を行うことができる。職員に対する勤務規定を別途定める。研究職員の選任は、理事会の決議により行う。

2 研究アドバイザー役として、優れた研究業績を有する国内外の人材を研究フェロー(無給)として向かい入れる。その選任は、理事会の決議により行う。

第11章 雑則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第57条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 58 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

石橋 明

神奈川県横浜市金沢区西柴四丁目 17 番 4 号

新村 美佐香

東京都大田区下丸子二丁目 12 番 15-404 号

飛田 結実

東京都文京区本郷 3 丁目 26 番 7 号パス・クラッセ本郷春木町 302

(設立時の役員)

第 59 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 酒井 亮二 四柳 宏 佐々木 毅 岡田 有策 中川 千枝子

藤澤 大介 本間 寛

設立時代表理事 酒井 亮二

設立時監事 伊勢呂 裕史

(法令の準拠)

第 60 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その処の法令に従う。

以上、一般社団法人国際医療安全推進機構の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 3 年 4 月 27 日

設立時社員 石橋 明

設立時社員 新村 美佐香

設立時社員 飛田 結実

附 則

この定款は、令和 6 年 6 月 25 日から施行する。